

議案参考資料
令和7年12月定例会

市議第10号	宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
--------	------------------------------------	----	-------

<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 宮津市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、議員報酬を改正するもの。</p> <p>◆提案の概要 〔改正条文と改正内容〕 ・第2条 議員の議員報酬（月額の改正）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行額</th> <th>改正額</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>430,000円</td> <td>450,000円</td> <td>+20,000円（4.65%）</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>370,000円</td> <td>390,000円</td> <td>+20,000円（5.41%）</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>350,000円</td> <td>370,000円</td> <td>+20,000円（5.71%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆施行日 令和8年4月1日</p>			現行額	改正額	差額	議長	430,000円	450,000円	+20,000円（4.65%）	副議長	370,000円	390,000円	+20,000円（5.41%）	議員	350,000円	370,000円	+20,000円（5.71%）	<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>R5. 6.26 議会活性化特別委員会の付議事件に「議員報酬及び議員定数の調査研究」を追加し、報酬と定数を一体的に議論、R7.2月まで計32回にわたる委員会での検討を重ねる。</p> <p>R7. 3.28 議員定数を現行14人から12人に改正（次期改選～）し、議員報酬は客観的な判断を求めるため審議会へ諮問することに決定</p> <p>R7. 8.18 宮津市特別職報酬等審議会に議員報酬の適正額について諮問</p> <p>R7.11.20 宮津市特別職報酬等審議会から議員報酬の増額改定の旨の答申</p> <p>R7.11.27～12.4 議会活性化特別委員会で委員間討議し、改正額と改正時期を答申どおりとすることに決定</p> <p>R7.12.9 議会活性化特別委員会での決定を踏まえ、議会運営委員会で答申どおりとすることに最終決定</p> <p>【市民参加の状況】</p> <p>R5.11～12月 議員報酬・議員定数に関する市民アンケートの実施（回答数473件）</p> <p>R6.11～12月 市民代表・学識経験者との意見交換会を開催（計3回）</p> <p>R7.2月 議員報酬・議員定数見直しに係る市民説明会を開催（市内北部南部 計2回）</p> <p>R7. 8～11月 宮津市特別職報酬等審議会（諮問・答申）</p> <p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円</p> <p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
	現行額	改正額	差額																
議長	430,000円	450,000円	+20,000円（4.65%）																
副議長	370,000円	390,000円	+20,000円（5.41%）																
議員	350,000円	370,000円	+20,000円（5.71%）																
<p>担当課・係</p> <p>議事調査課 議事調査係（45-1639）</p>		<p>添付資料</p> <p>・新旧対照表</p>																	

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和60年条例第3号) 新旧対照表

現 行	改正後 (案)
<p>第1条 (略)</p> <p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>430,000 円</u></p> <p>副議長 月額 <u>370,000 円</u></p> <p>議員 月額 <u>350,000 円</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>450,000 円</u></p> <p>副議長 月額 <u>390,000 円</u></p> <p>議員 月額 <u>370,000 円</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>